

緊急一時避難施設の追加指定について（報告事項）

1 主旨

三鷹市に、緊急一時避難施設が 10 施設追加指定されたことから、当該施設について報告するもの。

2 指定経緯

政府は、世界情勢の緊張の高まりを背景に、令和 3 年度から 7 年度までを集中的な取組み期間として、ミサイル攻撃等からの被害を軽減するため「緊急一時避難施設」の指定を推進するよう各都道府県に要請した。このことから東京都は、同施設の拡充に向けて、各区市町村に対して対象施設の調査を依頼した。

東京都は、三鷹市の調査を踏まえ、令和 4 年 9 月 5 日に当該 8 施設を「緊急一時避難施設」に指定、同年 12 月 23 日には、都が独自に選定した都有施設 2 施設を追加指定した。

3 指定施設

(1) 令和 4 年 9 月 5 日指定

名称	所在
三鷹市消費者活動センター	下連雀 3-22-7
三鷹市芸術文化センター	上連雀 6-12-14
市立三鷹図書館	上連雀 8-3-3
市立西部図書館	大沢 2-6-47
市立東部図書館	牟礼 5-8-16
三鷹市総合スポーツセンター アーチェリー場・弓道場	野崎 1-1-1
三鷹市西多世代交流センター	深大寺 2-3-5
三鷹市東多世代交流センター	牟礼 2-13-19

(2) 令和 4 年 12 月 23 日指定

名称	所在
都立野川公園 管理所	大沢 6-4-1
都立井の頭恩賜公園 スポーツ施設管理センター	下連雀 1-1-1

4 「避難施設」と「緊急一時避難施設」の関係図

